

# 平成25年度第2回原町区地域協議会 会議録

## <地域協議会の日時・場所>

- 1 日 時 平成25年5月23日(木)  
開始 10時00分  
終了 12時20分
- 2 場 所 本庁舎4階 議員控室

## 【 会 議 録 】

### 1 開会

#### ■総務課長

出席委員が過半数を超えていることから、本会は成立していることをご報告いたします。

#### 【出席委員名】 12名

渡部 光明、松永 雄一、井上 精三、濱須 弘仲、加藤 満好、  
堀川 榮子、山城 雅昭、増田 政彦、橋本 貞夫、高野 正三、  
星 慶運、高倉 征一

#### 【欠席委員名】 3名

遠藤 修司、森岡 和人、西内 清祐

### 2 会長挨拶

#### ■会長

(挨拶)

### 3 議事

#### ■会長

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

(1) 会議録署名人の指名

■会長

それでは、名簿順で、増田委員と橋本委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(2) 書記の指名

■会長

次に、書記の選出に移ります。書記は吉田主査にお願いいたします。

(3) 報告事項

■会長

「移転促進区域からの災害危険区域の指定について」建築住宅課から説明をお願いします。

■建築住宅課

(概要について説明)

■会長

今の説明について、質問はございますか。

■山城委員

- 1 既に住宅を新築して住まわれている方がいるのかお聞きします。
- 2 災害危険区域は、宿泊をすると危険な区域であるという理解でよろしいかお聞きします。
- 3 土地所有者への補償はどのようになっているかお聞きします。

■建築住宅課

災害危険区域は、居住禁止区域であり宿泊もできませんが、移転促進区域であれば、現地での住宅再建も可能であり、旧警戒区域でなければ宿泊も可能です。また、土地の買取については、都市計画課で移転希望の方にコンタクトを取りながら、個別に相談や説明会の開催をしています。

■山城委員

移転促進区域内で、既に住宅を新築して住んでいたり、住宅を修繕された方はいらっしゃいますか。

■建築住宅課

移転促進区域内で、すでに住宅を新築したり修繕された方はおります。

■山城委員

現在、住むことができない区域はありますか。

■建築住宅課

旧警戒区域内においては、住宅の修繕等を行うことについては問題ありませんが、現在は住むことができません。

■濱須委員

長期的な視点において、災害危険区域の見直しが行われるかどうかお聞きします。

■建築住宅課

今のところ復旧が進んでいない状況であり、区域を指定したばかりなので区域の見直しは検討しておりませんが、将来的に区域の状況が変わった際に区域の見直しを検討することは可能だと思います。

■会長

他に質問がなければ次に移ります。

「平成25年度5月補正予算の概要について」「平成25年度6月補正予算の概要について」の2件について、併せて事務局から説明をお願いします。

■事務局

(概要について説明)

■会長

それでは、まず5月補正予算についての質問をお受けしたいと思います。なければ、6月補正予算について、質問をお受けいたします。

■松永委員

6月補正予算に緊急的対応として計上されている「特別通過交通制度対策事業」についてですが、電話問合せや申請書受付業務の実施だけで、なぜ7,800万円もの予算が必要になるのか分かりません。

また、「木質バイオマス利用施設等整備事業補助金」についてですが、原料の間伐材はこの地域の間伐材を使う必要があるのか、他の地域のものを使用しても補助金の対象となるのかについて教えてください。

もしこの地域の間伐材しか使えないのであれば、残留放射線量の問題等をクリアしているのかも教えてください。

■事務局

まず、「特別通過交通制度対策事業」についてですが、想定している対象者が多いことから、通行証の発送費用だけでも2,000万円程度、申込書の処理の事務経費でも3,000万円程度の費用が予想されていることから、総額7,800万円規模の予算となっております。

次に、間伐材についてですが、以前地域協議会で報告しましたバイオマスのボイラーと変わらない方針だと思われませんが、詳細については、機会を捉えて報告したいと思います。

■増田委員

作業員の確保が難しくなっていることから、作業員の労務単価が上昇していると思いますが、どのくらい上昇しているか教えてください。

■原町区役所長

労務単価については、普通作業員が11,700円から15,000円に、軽作業員が10,100円から12,900円に上昇していることから、西町災害公営住宅、まごころセンター等の工事の設計を見直し、補正予算を計上いたしました。

この補正予算の増額により、当該施設等はスケジュールどおり供用が開始できる予定となっております。

■山城委員

- 1 市は、東京電力に対し、損害賠償を請求しているのでしょうか。
- 2 特別通過交通制度に係る制限は、どのくらいあるのでしょうか。
- 3 労務単価の高騰の話がありましたが、行政として何か対策を検討しているのでしょうか。

■原町区役所長

- 1 平成23年度において、災害が発生しなければ支出する必要がなかった経費や税収の減収分については、すでに請求をしています。  
なお、結果については、現時点では東京電力から正確な額が示されておりません。
- 2 現在は、復旧・復興工事に従事する方や地方自治体職員に通行を認めておりますが、まだ今後の詳細については決まっておりません。  
今後は、通勤されている方や医療を受ける方について、6号線の通行許可を出す方向で検討していますが、制度の具体的な内容については詳細を検討中であり、7月を目途に実施できるよう進めております。
- 3 例えば、工事監督員の兼務が可能になるような規制の緩和を検討しておりますが、資材の単価上昇にかかる経費の増加分については、災害経費として国県に対して報告し、手当てを支援していただくことも検討しています。

■井上委員

特別通過交通制度対策事業についてですが、通勤・医療を受ける方だけでなく一般の方も通行できるようにしていただきたいと思います。

■原町区役所長

通勤・医療を受ける方に加え避難している方の通行も可能になるので、南相馬市では対象世帯を3万世帯と見込んでおりますが、地域協議会内で要望としてまとめれば、要望してまいりたいと思います。

■会長

井上委員から、地域協議会として対応していく必要があるかどうか提案がありました。委員の皆様のご意見をお伺いします。

■松永委員

公安関係の方に話をお聞きしたら、誰でも自由に通行できるようにするというについては、気持ちの上では分かりますが、防犯上の問題もあり、ジレンマがあるとのことでした。

■事務局

まだ制度の詳細については決まっていないので、次回の地域協議会で報告の機会を設けたいと思いますがいかがでしょうか。

■会長

それでは、次回の報告事項としたいと思います。

■橋本委員

放射線や津波の影響で土地の評価額が下落していると思いますが、評価額が下落したことによる税金の減収分については、東京電力に損害賠償を請求しているのでしょうか。

■区役所長

税金の減収分については、国から10分の10が補填されておりますので、東京電力に対しては損害賠償を請求をしていません。

■高野委員

一般会計予算や補正予算を編成するプロセスについて教えてください。また、地域協議会が予算編成にどのように携わることができるのか教えてください。

■事務局

予算作成については、まずは各課が予算要求をしたのち、庁内の意思決定を経て議会に上程し、議会で可決後に予算が成立する流れとなっています。予算については、従来は協議事項となっていた取扱いを報告事項といたしました。地域協議会からご意見があれば担当課につないでいきたいと思っております。

■高野委員

3月議会で馬具甲冑に対する助成金5,700万円を予算計上したところ、結果としてゼロになったとお聞きしましたが、そのプロセスについてお聞きします。

■原町区役所長

馬具甲冑に対する助成金については、今後の南相馬市の野馬追振興の意味合いもあり、野馬追に参加することを前提として個人が所有する馬具甲冑等の修繕に対して助成をするという内容でしたが、議会の委員会等で検討した結果、相当額を予備費に繰入するという修正案を議会が提出し、最終的にゼロとなった経緯となっています。

■高野委員

廃案の理由の中には、東日本大震災との因果関係が明確でなかったり、保存伝承と関係ない部分についても予算計上されていたという点が挙げられていたと伺っており、馬具は個人の資産であることから考えると、予算計上は稚拙だったのではないかと思います。

また、地域協議会は、地域の声を行政に反映させるという役割があることから、予算化のプロセスに関わっていく必要があると思います。

■加藤委員

議題の中には「その他」の項目もあることから、そのような点についてはその他の項目の中で提案すべきだと思います。

■事務局

高野委員から発言があった点についてですが、予算化のプロセスのみならず、地域協議会の意見が原町区のまちづくりに反映できるような方法について今後検討したいと思います。

■会長

その他質問がなければ、(4) その他に移ります。

(4) その他

■会長

事務局または委員から何かございますか。

■事務局

地域協議会には、従来、委員提言の仕組みがありましたが、提言書の作成は委員の皆様にとって負担が大きくなります。

つきましては、簡単なご意見でもけっこうですので次回の地域協議会で委員の皆様からご提案いただき、いただいたご意見を市政運営に反映させていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

■委員

(異議なし)

■会長

ちなみに、現在の基金の残高はいくらでしょうか。

■事務局

自治振興基金の残高は7億円ありますので、地域協議会で決定した事業等に活用することができます。

■井上委員

(市民交流センターの入浴施設設置に係る再検討について説明)

■会長

井上委員から入浴施設の提案がありましたが、地域協議会としては棚上げ  
というかピリオドを打った気持ちでございましたが、地域協議会として再度  
取り上げるかどうかについて、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

■橋本委員

当初、担当課からの説明では、この施設は災害時に避難した方がお風呂に  
入ることができる施設であるという説明がありました。

入浴施設の設置について市民にアンケートを取ったら、70から80%の  
方が賛成すると思いますので、コミュニティの場所づくりを推進するため  
に、施設の付加価値を高める必要があると思います。

■山城委員

入浴施設を建設するに当たり、何が問題なのかをもう一度確認したいと思  
います。

また、街なかがこれだけ疲弊しているので、施設を造って賑わいを創出で  
きればと思います。

■事務局

問題点についてですが、担当課によると

①補助の認定を受けた計画自体を変更すると、補助金を返還する必要が生  
じる。

②用地買収についても、入浴施設を念頭とした補助金の申請をしていない  
ため、用途の変更ができない。

という話を聞いております。

また、市長が「今はその時期ではなく、復興に全力を傾ける時期である」  
と判断しておりますので、担当課は市長の判断どおりに動いております。

■井上委員

市の意識を改革すれば、できないという考え方にはならないと思いますが  
いかがでしょうか。

■加藤委員

この問題については、何度も地域協議会の中で検討されていますが、市街  
地に、入浴施設・休息する場所がないというところに問題があります。

この問題については、細部にわたり検討し、市民のために実施していただ  
きたいと思います。

■増田委員

この件については、災害公営住宅に入居される方と大町地区の住民がセン  
ターを拠点として融和することを目的に計画されていたと思いますので、  
できないのであればどうしてできないのか、できるためにはどうすればい

いのかについて、原点に返って知恵を絞って考えていく必要があると思います。

■高野委員

地域協議会は市民の代表として、市民の声を行政に反映させる権限はありますが、それ以上の予算の議決権・執行権については市長にあるため、その点をわきまえた上で委員は発言すべきだと思います。

■井上委員

市からは予算があれば建設が可能であるという話がありました。また、他の団体からは、必要であれば資金の提供も検討するという話もありました。

■松永委員

先ほどから他の団体の名前が出されていますが、現時点で資金提供が確定している状況でなければ、他の団体の名前を出されるのはいかがなものかと思います。

■会長

原町区に入浴施設を建設するという話をお聞きしたら、私も一市民として建設について賛成したいと思います。しかしながら、入浴施設の建設と聞けば「もりの湯」か「はらまちユッサ」並みの、あるいはそれ以上の入浴施設の規模を想像します。建設を期待した市民も一度は入浴に来るかもしれませんが、2メートル四方程度の規模の浴槽と市民が想像した入浴施設の間には乖離がないかどうかを心配します。

■井上委員

この図面は市当局から出されたものですが、予算の制限から浴槽をこのような形にしたのではないのでしょうか。

■会長

市からの提案がそのようなものであれば、拙速に進めるのはいかがなものでしょうか。

■橋本委員

会長のご意見はもつともだと思いますが、コミュニティの場所にお風呂があり、お風呂に入って地域の人と交流することに価値があると思います。

■井上委員

議員はこの問題についてどのように考えているのか、陳情書を出したいと考えていますが、いかがでしょうか。



■原町区役所長

地域協議会は市に対して意見提言をするという役割がありますが、陳情というのは地域協議会の役割として逸脱しているのではないかと思います。委員の皆様にご納得いただけないのであれば、ご納得いただけるまでの説明をさせていただくというのが事務局としての精一杯の対応となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

■会長

以前鹿島区で入浴施設を建設する話があった時に、お客さんが減ることを心配していた民間業者の方もいらっしゃったと思います。市が入浴施設を造って、入浴を生業としている民間業者を圧迫することについては問題がないのでしょうか。

■事務局

井上委員の資料にもありますとおり、経済部では商業振興をする立場もあることから、民業圧迫に繋がるおそれがあることを指摘しています。

■井上委員

市内の入浴施設は入浴料が高く、休憩所もないことから、安価で入浴でき憩いの場として十分活用できる施設の建設が望ましいと思います。また、先ほど原町区役所長からお話がありましたが、再度地域協議会で検討した場合は、議員にも要望書を提出して、市民が何を求めているかを考えて行動する必要があると思います。

■会長

それであれば、前に一度委員から市長に意見をしたと聞いておりますので、再度意見するのであれば、あらかじめ予算等を確保するなどしてから要望すべきだと思います。前回と同様の内容で意見を提出するのは、大人気ないのではないのでしょうか。

■高野委員

今回の問題については、委員全体の意見を集約したという記憶はありませんので、地域協議会全体の意見であるという発言はふさわしくないと思います。

■会長

私は、この問題については、市長からはゼロではないと回答があったものの、災害公営住宅の建設当初に入浴施設を設置することは難しいと、会議で委員の皆さんの了解を得たというように理解しています。

■加藤委員

この問題については、区長会でも検討されていると思いますが、慎重に検

討する必要があると思います。

■会長

あらためて市長に意見をするのであれば、前と変わった形で市長にお伝えする必要があると思いますがいかがでしょうか。

また、先ほど時間切れで棚上げされたとお話がありましたが、時間を十分かけて審議したつもりですので、誤解の無いようお願いしたいと思います。なお、前回の審議では、建設当初にお風呂を作ることは無理であるというお話であったと思いますが、環境が変わったらまた申し入れれば良いのではないのでしょうか。

■井上委員

市長は、小高区の復興が優先であり原町区を優遇すべきでないと言っていますが、本件については、国からの復興予算が充当されているので、施設をさらに活かすために入浴施設を造るべきだと思います。

■増田委員

経済部で説明した内容と委員の思いに齟齬があるため、この問題についてはもう一度論点を絞って進めるべきでないかと思います。

まずは、論理的にもやもやしている点を解消すべきだと思います。

■会長

東日本大震災から2年が経過しましたが、現在も仮設住宅で苦勞されている方のことを考えれば、入浴施設のために災害公営住宅等の建設が遅れてはいけないと思います。

■事務局

委員の皆様からご意見がありましたので、早ければ次回にでも経済部で説明をする機会を設ける形でよろしいでしょうか。

■高野委員

その必要なないと思います。

先ほど事務局から地域協議会の権威と名誉にかけて陳情書を出すべきではないというお話もありましたし、委員の皆さんのお話を聞いていて議事進行をかけようと思っていたところであり、この問題についてはもういいと思います。

事務局には私たちの思いは十分に届いていると思いますし、その上での発言ですので重く受け止めるべきだと思っています。

■増田委員

地域協議会そのものが議決機関ではなく、地方自治法に定める諮問機関ですので、皆さんが理解できるような論議をするというのが適切かと思いません。

■会長

それでは、次回、経済部から説明をするということによろしいでしょうか。その他ございますか。

■増田委員

車で通勤している市職員の駐車場の契約形態を教えてください。

■事務局

車の通勤については、それぞれの職員が市役所の周囲の民間駐車場と契約をするのを基本としておりますが、不足した分については、市が小川町に借り上げている駐車場を職員が有料契約で利用しています。

■増田委員

労働福祉会館やサンライフに車を駐車して通勤している職員の方も多く見受けられます。他の職員との公平性の問題や職員の不祥事につながる問題にもなりますので、綱紀肅正の問題から管理を徹底すべきだと思います。

■事務局

労働福祉会館の西側の駐車場を健康づくり課の職員駐車場に活用しているケース等もありますので一概には言えませんが、市民に誤解を与えずに職員間の均衡が保てるような対応に配慮したいと思います。

■増田委員

駐車場を有料で借りている職員があるのであれば、車のフロントにカードを置いて区別したりするなど、費用のかからない方法で市民にわかりやすく伝える表示方法を検討すべきだと思います。

■星委員

仮置場の件についてですが、現在どのような進捗状況なのでしょう。

■原町区役所長

山際の8行政区については、おおむね目途がつきつつあり、既に除染が終了している地区もあります。24年度に除染を実施する地区については、まだ具体的に仮置場が決まっていないのが現状です。

なお、借置場の安全性については、十分に配慮したうえで設置しておりますが、安全性についてはご説明を重ねていくしかないと思っております。

■濱須委員

お願いになりますが、一つの課では解決できない問題もありますので、問題点を整理したうえで結論を導けるような整理をしていただき、横断的な討議ができるようにしていただければと思います。

■事務局

濱須委員のご意見はごもつともで、そのように進めていきたいと考えておりますが、事務局で所掌している事務の幅には限界がございます。

このことから、会議のテーマを絞り込んでいただいたうえで、担当課を出席させて回答するのが、地域協議会のあるべき姿だと思っております。

■高野委員

地域協議会の運営についてですが、委員が思いつきで発言をすると時間を浪費してしまうので、質問・通告の日程を決めることも事務局でご検討いただければと思います。

■事務局

通告制度については、小高区で採用していますので、方法としては可能だと思います。

■会長

委員の皆様は、通告制度についてはいかがお考えでしょうか。

■増田委員

地域協議会は議決機関ではありませんので、自由闊達に意見を述べるのが非常にいいことだと思います。

■会長

いろいろ意見があるとは思いますが、事前に通告できる方は通告するのがいいのではないかと思います。

■事務局

来月は6月議会がありますので、次回開催は7月を予定しています。

■会長

その他なければ、以上で本日の日程は全て終了いたします。  
スムーズな議事の進行にご協力ありがとうございました。

以上のとおり相違ありません。

会 長

渡部 光明

会議録署名人

橋本 貞夫

会議録署名人

増田 政久